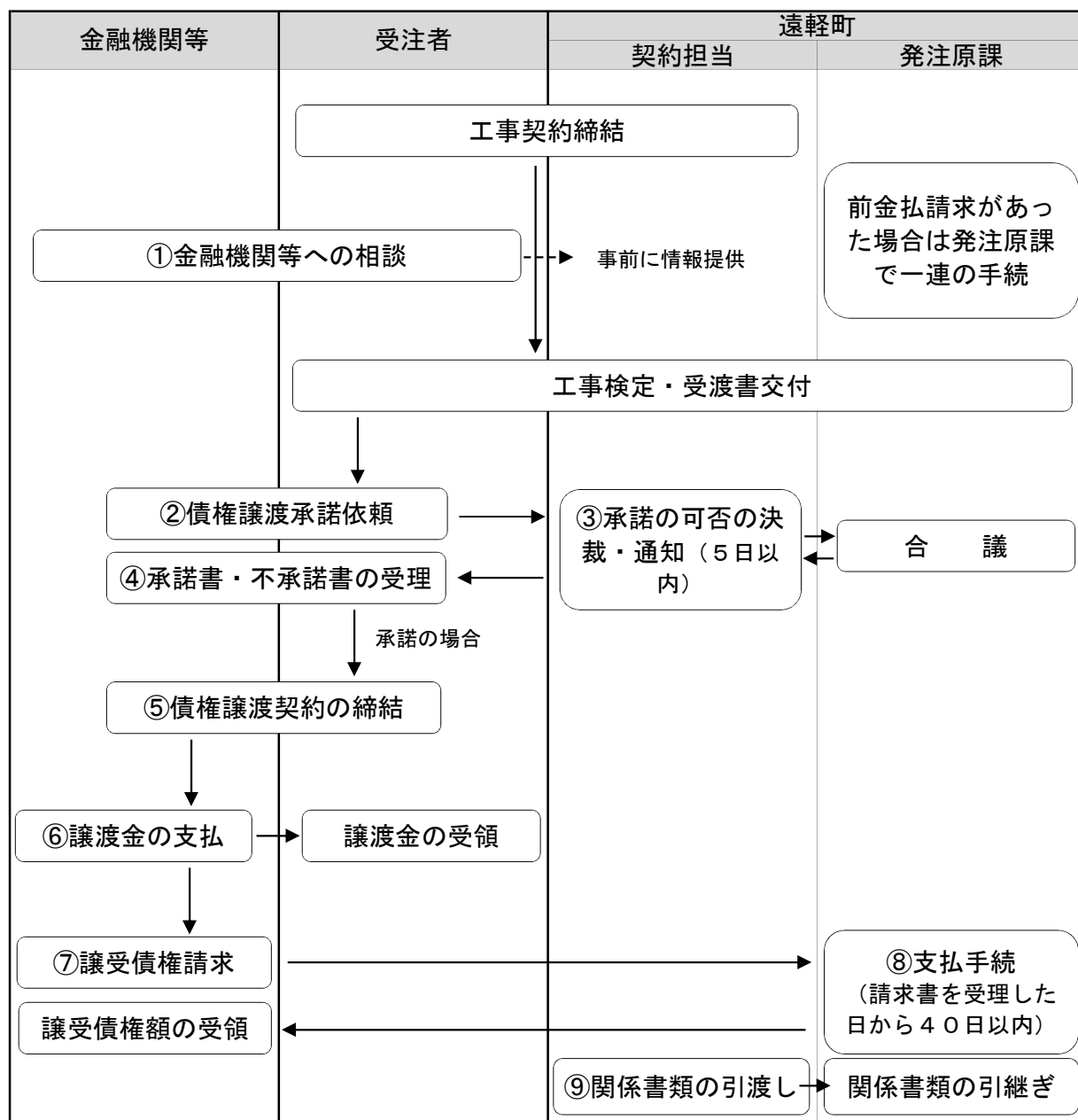


遠軽町工事完成払代金の債権譲渡に関する事務処理フロー図



- ①要領上での定めはないが、なるべく事前に情報提供
- ②受注者は、金融機関等と連名で債権譲渡承諾依頼書1部を総務部情報管財課へ持参により提出
- ③総務部情報管財課は受理した日から5日以内に可否を決定し、債権譲渡承諾書又は債権譲渡不承諾書2部を受注者に交付
- ④受注者は受理した2部のうち1部を金融機関等に交付
- ⑤債権譲渡契約の締結(譲り受けた債権を請求する際、写しの添付が必要となるため必須)
- ⑥金融機関等から受注者へ代金の支払い
- ⑦金融機関等から総務部情報管財課へ請求書等関係書類を各1部提出
- ⑧決裁後、発注原課で支払いの手続
- ⑨総務部情報管財課で保管する債権譲渡管理簿に同課が必要事項を記載した後、その他の関係書類は発注原課へ引継ぐ。